必ず本人が自署するものとする。」又は「13　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第四、様式第六及び様式第五十七中「印」を削り、「10まで」を「9まで」又は「13まで」を「12まで」に改め、様式第五、様式第七から様式第九まで、様式第十六、様式第十八、様式第二十八、様式第三十五、様式第三十七から様式第四十一まで、様式第四十三から様式第四十六まで、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十一から五十四まで、様式第五十八、様式第五十九、様式第六十一から様式第六十六まで、様式第六十八、様式第七十から様式第七十六まで、様式第七十八、様式第八十二、様式第八十三、様式第八十七、様式第九十四及び様式第九十五中「印」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改め、様式第二十四から様式第二十七まで中「印」及び「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第九十、様式第九十一、様式第九十八中「印」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　この用紙」を「この用紙」に改める。

第三十四条　ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令による改正前のガス事業法施行規則の一部を次のように改正する。

（ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令による改正前のガス事業法施行規則の一部改正）

様式第十四の二の二、様式第十四の二の二、様式第十五及び様式第四十七の二中「印」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改める。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第三十五条　電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び「6　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考7を同様式備考6とし、様式第九中「㊞」及び「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「記名捺印」を「記名」に改め、様式第十、様式第十四の二、様式第十八及び様式第二十一中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「6　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第三十六条　ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第七の二、様式第十、様式第十二及び様式第十六中「印」又は「印」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「1　この」を「この」に改め、様式第六中「印」を削り、「記名押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を「氏名を記載すること。」に改め、様式第七中「印」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

（熱供給事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の熱供給事業法施行規則の一部改正）

第三十七条　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される熱供給事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第三十二号）による改正前の熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第九から様式第十二まで及び様式第十七中「印」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改める。

（熱供給事業法施行規則の一部改正）

第三十八条　熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第十二、様式第十三及び様式第十六中「印」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「7　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第六及び様式第八中「印」を削り、「8まで」を「6まで」に改め、様式第七、様式第九から様式第十一まで、様式第十四及び様式第十五中「印」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改める。

（石油需給適正化法施行規則の一部改正）

第三十九条　石油需給適正化法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第三中「氏名　　　印」を「氏名」に改め、様式第八中「印」及び「5．「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては、押印をすること。」を削り、同様式備考6を同様式備考5とする。

（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第四十条　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第七の二、様式第十、様式第十五及び様式第十六中「㊞」又は「印」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「1　この」を「この」に改め、様式第六中「㊞」を削り、「記載し、押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を「記載すること。」に改め、様式第七中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

（経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第四十一条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第七、様式第九、様式第十、様式第十八及び様式第十九中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」又は「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、様式第二から様式第四まで及び様式第二十中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改め、様式第五及び様式第六中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、様式第八中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「記名押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を「記名すること。」に改め、同様式備考4を同様式備考3とし、様式第十一中「①届出者」を「届出者」に改め、「㊞」及び「①氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。」を削り、②を①とし、③から⑬までを一ずつ繰り上げ、様式第十二中「①届出者」を「届出者」に改め、「㊞」及び「①氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することがで